

日本血栓止血学会 Iwanaga-Memorial best abstract award in JSTH congress 選考方法細則

(趣旨)

第1条

本細則は日本血栓止血学会 Iwanaga-Memorial best abstract award in JSTH congress(以下本賞)規約(以下規約)の、本会学術集会における選考方法について定める

(評価者)

第2条

1. プログラム委員会において、当該候補演題が割り付けられた演題を担当する座長(以下当該座長)をもって評価者とする
2. ただし当該座長が当該演題の共同演者である場合は評価者となることは出来ない
3. また当該座長はその他の利益相反がある場合はあらかじめ学術集会長に申し出、学術集会長はその者を評価者とするか決定する
4. 本条1-3項を満たす評価者が3名に達しないとき、学術集会長は適切な評価者を合計3名となるまで追加することが出来る。当項の評価者は本条2-3項に従う
5. 選出された3名以上で第5条に定める評価を行う
6. 評価者は第3条のセッションに参加・全演題を評価できないときは遅滞なく学術集会長に知らせ、学術集会長は第4項にしたがって評価者を追加する

(発表形式)

第3条 口演形式とし、当該演題のみを集めたセッション(プレナリーセッション)等にて発表させる

第4条 学術集会長は第3条のセッションを担当する座長を選出する

第5条 第2条の評価者は必ず第3条のセッションに参加し、全演題を評価する

(評価項目と配点)

第6条 別掲の参考スコアシートに則って評価する

1. 本会発表におけるルール(利益相反の開示等)を守ったか(0または1点)
2. 聴衆にわかりやすくプレゼンテーションを行ったか(1-3点)
3. 結果の正確性、考察は適切であったか(1-5点)
4. 発表を時間以内に行ったか(0または1または2点)
5. 質問に対して適切に回答したか(1-3点)
6. 学術上の重要性・発展性(5段階で評価)

(授賞候補者の決定)

第7条 第6条の評価項目において最高点を得たものを規約第6条の4の受賞者候補の最終候補者として学術集会長に報告する。

(制定と改正)

第8条 本細則は理事会において制定し、総務委員会にて改正する

制定 2025年3月15日

